令和９・１０年度定期競争参加資格審査について（お知らせ）

令和８年１１月２日
内閣府沖縄総合事務局

建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の定期競争参加資格審査
～インターネット一元受付の実施について～

◎　パスワード発行申請　１１月２日（月）９：００～　受付開始します。
※パスワード発行申請を行わなければ、インターネット方式による申請を行うことができませんので、お早めに申請してください。
◎　申請用データ受付　　１２月１日（火）９：００～　受付開始します。

＜概　要＞

申請者の負担軽減、行政事務の合理化を図るため、令和９・１０年度の定期受付においても引き続き、インターネット方式による一元受付を行います。

詳細は、以下の国土交通省ホームページから申請書作成の手引き等を入手し、ご確認ください。

https://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/index.html

≪スケジュール≫

(1) パスワード発行申請受付期間　**令和８年11月２日(月)～令和８年12月28日(月)**
※パスワード発行申請を行わなければ、インターネット方式による申請を行うことができません。
必ず令和８年12月28日（月）17:00までに、パスワードの申込みを終えてください。
(2) 納税証明書等の送信期間　**令和８年11月２日(月)～令和９年１月15日(金)**
(3) 申請書データの受付期間　**令和８年12月１日(火)～令和９年１月15日(金)**
(4) ヘルプデスク開設　**令和８年11月２日(月)～令和９年１月15日(金)**
※令和９年１月15日（金）17:00までに申請用データ送信手続き（「確定」処理まで）を終えてください。
※上記受付期間に申請いただけない場合は、令和９年４月１日に競争参加資格が認定されませんので、ご注意願います。

≪一元受付ヘルプデスク≫

申請に当たり、システム等の御質問に電話でお答えするヘルプデスクを設置します。

	建設工事	測量・建設コンサルタント等業務
電話番号	０５２－３００－２２８７	０９２－４０１－６６４０
開設期間	令和８年１１月２日（月）～令和９年１月１５日（金）	
受付時間	平日９：００～１７：００ 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（令和８年12月29日(火)～令和９年１月３日(日)）は休止	
注意事項	・ヘルプデスクは電話対応のみです。 ・オンライン申請以外のお問い合わせは下記【問い合わせ先】へお問い合わせください。	

≪**前回の定期受付からの変更点・注意点**≫

（１）納税証明書の写しに関する追加点

申請者の区分に応じて、以下の納税証明書の写しを提出してください。

※令和９・１０年度資格審査より、納税証明書（その２）の提出が追加されます。

申請者区分	必要な納税証明書
個人	（その２）に加え（その３）または（その３の２）
法人	（その２）に加え（その３）または（その３の３）

（２）建設関連業の申請における添付書類（**※定期受付のインターネット一元受付のみ**）

建設関連業（測量、建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタント）のインターネットでの申請については、申請者の皆様の更なる負担軽減を図るため、添付書類の省略化対応を行います。

建設関連業の登録を受けている方や登録を予定されている方は、資格審査申請前に登録手続を済ませていただくことで、申請手続を円滑に進めることができます。

詳細は**別紙１**をご覧ください。

◆インターネット方式で対応していない申請◆

次のいずれかに該当する場合は、インターネット方式を利用することはできませんので、文書郵送方式等により申請してください。文書郵送方式等について不明な場合は【問い合わせ先】までご確認下さい。

《建設工事》

1) 経常建設共同企業体（大手企業連携型建設共同企業体を含む）に係る申請の場合。
2) 事業協同組合で特例計算を希望する場合。
3) 協業組合・企業組合で一定の組合員に関する書類を提出する場合。
4) 合併等により新たに設立された会社等で、新たに申請を行う場合（合併等の後、既に再認定を受けている場合は除く）。

合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいう。

①合併により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社

②親会社がその営業（建設業）の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社

③新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより、当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社

④既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場

合における当該営業を譲り受けた建設業者
⑤営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社

5) 会社更生法(平成14年法律第154号)・民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生・再生手続開始決定を受けた者で、競争参加資格の再認定を受けていない場合

6) グループ経営事項審査・持株会社化経営事項審査を受けている場合

7) 国土交通省地方整備局（道路・河川・官庁営繕・公園関係）及び国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎を除く。）並びに内閣府沖縄総合事務局の定める希望工事種別「維持修繕工事」のうち、道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業のみを希望する者で、次の建設業法工事種別の経営事項審査を受けていない場合
（希望工事種別「維持修繕工事」を申請する際に必要な建設業法工事種別は下記のうち1種類以上）
〇土木一式　　〇とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ 〇防水 〇舗装 〇石
〇機械器具設置 〇電気 〇ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ 〇塗装 〇解体

8) 国土交通省地方整備局（道路・河川・官庁営繕・公園関係)及び国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎を除く。）並びに内閣府沖縄総合事務局の定める希望工事種別「維持修繕工事」を希望する者で、経営事項審査に反映されていない道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業の完成工事高を含めて申請される場合

《測量・建設コンサルタント等業務》

1)会社更生法(平成14年法律第154号)・民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生・再生手続開始決定を受けた者で、競争参加資格の再認定を受けていない場合

以上。

【問い合わせ先】
《建設工事》
沖縄総合事務局開発建設部管理課契約管理係　TEL：098-866-0031　（内線2541）
《測量・建設コンサルタント等業務》
沖縄総合事務局総務部会計課管理係　TEL：098-866-0031（内線81324）

別紙１　「建設関連業システム」活用による添付書類省略化フロー　※令和９・10年度定期受付より運用開始

A　競争参加資格(インターネット申請)に先立ち、建設関連業の登録申請（変更、更新申請を含む）はお済みですか？

No 登録任意の業種のため登録は行わない、もしくは登録申請は済んでいない

Yes 既に登録申請済みである

B　上記の登録申請後、以下のシステムに登録情報が掲載されていることを確認できましたか？

① **建設コンサルタント、地質調査業及び補償コンサルタントの方**　⇒　建設関連業者閲覧システム
https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk2_000001_00046.html

② **測量業の方**　⇒　建設関連業の登録業者に関する情報提供システム
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000059.html

No 申請したはずだが自分の登録情報が掲載されていない

Yes 自分の登録情報が掲載されていることを確認した

C　競争参加資格(インターネット申請)の申請項目と、Bのシステムに掲載された登録情報は一致していますか？

※　測量業の方：「建設関連業の登録業者に関する情報システム」は登録情報の更新頻度が月1回のため、最新の登録情報が反映されていない場合があります。

No 掲載内容が申請内容と異なっている

Yes 掲載内容は申請内容と一致している

パターン４：登録手続未済・未実施

システム未登録の業種は**添付書類を省略できません**ので、以下の資料を提出願います。

＜提出書類＞
■添付書類届出書
■提出書類チェックリスト
■登記事項証明書
■財務諸表（1年分）
■納税証明書（その2、その3等）

なお、**測量業の方**は**測量業者登録が資格申請手続きの必須条件**ですので、速やかに登録申請をお願いします

パターン３：登録情報未掲載

お手数ですが、システムに登録情報が掲載されていることをご確認の上、資格申請手続きをお願いします。
ただし、**測量業の方**は、

パターン１の＜提出書類＞
＋
「測量業登録（通知）」

を添付書類とすることで、競争参加資格の申請が可能です。

パターン２：登録情報と申請項目が不一致

お手数ですが、不一致部分について修正手続き等を行っていただき、正しい情報がシステムに登録されていることをご確認の上、資格申請手続きをお願いします。

パターン１：登録情報と申請項目が一致

登録情報と申請項目が一致した業種は、添付書類の一部の提出を省略※ できます

＜提出書類＞
■添付書類届出書
■提出書類チェックリスト
■登記事項証明書
■納税証明書（その2、その3等）

※省略可能書類
■財務諸表（１年分）
■測量業者登録証明書
■建設コンサルタント登録証明（通知）
■地質調査業者登録証明（通知）
■補償コンサルタント登録証明（通知）